

令和 8 年 3 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 2 号	令和 8 年度八戸市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	令和 8 年度八戸市自動車運送事業会計予算	別冊
議案第 4 号	令和 8 年度八戸市立市民病院事業会計予算	別冊
議案第 5 号	令和 8 年度八戸市下水道事業会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 8 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 8 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 8 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 8 年度八戸市駐車場特別会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 8 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 8 年度八戸市霊園特別会計予算	別冊
議案第 12 号	令和 8 年度八戸市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 8 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	別冊
議案第 14 号	令和 8 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 15 号	令和 8 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
議案第 16 号	令和 8 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 17 号	令和 7 年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第 18 号	令和 7 年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第 19 号	令和 7 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第 20 号	令和 7 年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第 21 号	令和 7 年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊

議案第22号	令和7年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第23号	令和7年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第24号	令和7年度八戸市駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第25号	令和7年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第26号	令和7年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第27号	令和7年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第28号	令和7年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第29号	令和7年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第30号	令和7年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算	別冊
議案第31号	令和7年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予 算	別冊
議案第32号	八戸市副市長に選任する者につき同意を求めること について	7
議案第33号	八戸市教育委員会教育長に任命する者につき同意を 求めることについて	9
議案第34号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	13
議案第35号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	17
	(令和7年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第36号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	19
	(令和7年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第37号	市有土地の売払いについて	21
議案第38号	市有土地の売払いについて	23
議案第39号	損害賠償の額を定めることについて	25

議案第40号	損害賠償の額を定めることについて	27
議案第41号	八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例の制定について	29
議案第42号	八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	31
議案第43号	八戸市自家用有償旅客運送自動車条例の制定につ いて	33
議案第44号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制 定について	39
議案第45号	八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	41
議案第46号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	43
議案第47号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	45
議案第48号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	49
議案第49号	八戸市屋内スケートリンク条例の一部を改正する条 例の制定について	53
議案第50号	八戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例の 制定について	57
議案第51号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	59
議案第52号	八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	63
議案第53号	八戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について	65
議案第54号	八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する 条例の制定について	77

議案第55号	八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第56号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第57号	八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第58号	包括外部監査契約の締結について	85
議案第59号	公の施設を区域外に設置し、及びその施設を使用させることについて	87
議案第60号	八戸市辺地総合整備計画を定めることについて	89

議案第32号

八戸市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市副市長に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

副市長を選任するためのものである。

氏 名 石 田 慎一郎

議案第33号

八戸市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市教育委員会教育長に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

教育長を任命するため同意を求めるものである。

氏 名 齋 藤 信 哉

議案第34号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名 橋 向 久美子
鈴木 稔

議案第35号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

衆議院議員総選挙を執行するため、令和7年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第 2 号

令和 7 年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和 7 年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第 179 条第 1 項の規定により処分する。

令和 8 年 1 月 21 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和 7 年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第36号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けた公共施設及び市内中小企業者の災害復旧等のため、令和7年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第4号

令和7年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和7年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和8年1月30日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和7年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第37号

市有土地の売払いについて
別紙のとおり市有土地を売払いする。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市有土地を売り払うためのものである。

- 1 所 在 八戸市大字尻内町字杉子沢 7 番18
- 2 面 積 10,628.27平方メートル
- 3 売払金額 371,900,000円
- 4 売払いの相手 八戸市小中野一丁目 3 番15号
テクノクラフト・シー・アンド・ヴィ株式会社
代表取締役 塚 原 安 雅

議案第38号

市有土地の売払いについて
別紙のとおり市有土地を売払いする。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市有土地を売り払うためのものである。

- 1 所 在 八戸市大字尻内町字笹ノ沢77番及び79番 3
- 2 面 積 20,355.88平方メートル
- 3 売払金額 689,100,000円
- 4 売払いの相手 八戸市大字湊町字本町 9 番地
八戸酒造株式会社
代表取締役 駒 井 庄三郎

議案第39号

損害賠償の額を定めることについて
自動車破損事故に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年11月1日に八戸市諏訪一丁目において発生した類家雨水ポンプ場のポンプの故障に伴う冠水による自動車破損事故について、損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 1,309,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

議案第40号

損害賠償の額を定めることについて
自動車破損事故に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年11月1日に八戸市諏訪一丁目において発生した類家雨水ポンプ場のポンプの故障に伴う冠水による自動車破損事故について、損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 1,296,240円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

議案第41号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を改定するためのものである。

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和31年八戸市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由が生じた八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第42号

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

総合計画の構造の見直しに伴い、議会の議決すべき事件について所要の改正をするための
ものである。

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。）」を「総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第43号

八戸市自家用有償旅客運送自動車条例の制定について
八戸市自家用有償旅客運送自動車条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

自家用有償旅客運送自動車を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

八戸市自家用有償旅客運送自動車条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民の公共交通手段の確保を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて市が有償で運行する同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(自家用有償旅客運送自動車の名称)

第2条 自家用有償旅客運送自動車の名称は、八戸市自家用有償バスとする。

(運行路線)

第3条 八戸市自家用有償バス（以下「自家用有償バス」という。）の運行路線は、八戸大野線とする。

2 自家用有償バスの運行区間等は、規則で定める。

(使用料)

第4条 自家用有償バスの使用料（以下「使用料」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、自家用有償バスに乗車する者（以下「旅客」という。）の利便を図るため、別表第2に定める使用料を納付した者に対し、定期乗車券を発行することができる。

3 旅客は、使用料のうち、別表第1に定める使用料にあっては降車の際に、別表第2に定める使用料にあっては当該定期乗車券の発行を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、1歳未満の者その他規則で定める者の使用料は、無料とする。

(使用料の払戻し)

第5条 既納の使用料は、払戻ししない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を払戻しすることができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(秩序保持)

第7条 旅客は、係員が安全確保のためにする職務上の指示に常に従わなければならない。

(乗車の拒否等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、自家用有償バスの乗車を拒否

し、又は降車を命じ、その他必要な措置をとることができる。

- (1) 自家用有償バスの秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 係員の指示に従わない者
- (3) その他管理上不適当と認められる者

(損害賠償)

第9条 自家用有償バスの設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 片道普通使用料

乗車区間の距離	金 額
3.2キロメートル未満	190円を上限として規則で定める額
3.2キロメートル以上、4.5キロメートル未満	250円を上限として規則で定める額
4.5キロメートル以上、5.9キロメートル未満	310円を上限として規則で定める額
5.9キロメートル以上、7.2キロメートル未満	370円を上限として規則で定める額
7.2キロメートル以上、8.4キロメートル未満	430円を上限として規則で定める額
8.4キロメートル以上、9.7キロメートル未満	490円を上限として規則で定める額
9.7キロメートル以上、11.2キロメートル未満	550円を上限として規則で定める額
11.2キロメートル以上	610円を上限として規則で定める額

備考

- 1 片道普通使用料は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- 2 小児（1歳から小学生までの者をいう。以下同じ。）の片道普通使用料の額は、この表に定める片道普通使用料の額を2で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）の同伴する1歳から小学校就学の始期に達するまでの者については、当該旅客1人につき2人までを無料とする。

2 片道特別使用料

区 分	金 額
-----	-----

市長が特別の理由により必要があると認める場合の使用料	610円を上限として規則で定める額
----------------------------	-------------------

別表第2（第4条関係）

1 通勤定期乗車券による使用料

期 間	金 額
1月	片道普通使用料の額に60を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額
3月	1月の通勤定期乗車券による使用料の額に3を乗じて得た額に100分の95を乗じて得た額
6月	1月の通勤定期乗車券による使用料の額に6を乗じて得た額に100分の90を乗じて得た額

備考

- 「片道普通使用料の額」とは、乗車区間における別表第1の1の表に定める片道普通使用料の額（同表備考第2項及び第3項の規定によるものを除く。）をいう。
- 通勤定期乗車券は、旅客が同一乗車区間を不定回数乗車する場合（以下「定期乗車する場合」という。）に発行することができる。
- 片道通勤定期乗車券は、旅客が片道に限り定期乗車する場合に発行することができる。この場合において、片道通勤定期乗車券による使用料の額は、この表に定める通勤定期乗車券による使用料の額を2で除して得た額とする。
- この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

2 通学定期乗車券による使用料

期 間	金 額
1月	片道普通使用料の額に60を乗じて得た額に100分の60を乗じて得た額
1月及び端数の日数	1月の通学定期乗車券による使用料の額と端数使用料の額との合算額
3月	1月の通学定期乗車券による使用料の額に3を乗じて得た額に100分の95を乗じて得た額
3月及び端数の日数	1月の通学定期乗車券による使用料の額に3を乗じて得た額と端数使用料の額との合算額に100分の95を乗じて得た額
6月	1月の通学定期乗車券による使用料の額に6を乗じて得た額に100分の90を乗じて得た額
6月及び端数の日数	1月の通学定期乗車券による使用料の額に6を乗じて得た額と端数使用料の額との合算額に100分の90を乗じて得た額
1年	1月の通学定期乗車券による使用料の額に12を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額

備考

- 「端数の日数」とは、30日未満の日数をいう。

- 2 「片道普通使用料の額」とは、乗車区間における別表第1の1の表に定める片道普通使用料の額（同表備考第2項及び第3項の規定によるものを除く。）をいう。
- 3 「端数使用料の額」とは、片道普通使用料の額に2を乗じて得た額に端数の日数を乗じて得た額に100分の60を乗じて得た額をいう。
- 4 通学定期乗車券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これらに準ずる施設であると市長が認める施設に通学し、又は通所する旅客（次項において「通学等旅客」という。）が定期乗車する場合に発行することができる。
- 5 片道通学定期乗車券は、通学等旅客が片道に限り定期乗車する場合に発行することができる。この場合において、片道通学定期乗車券による使用料の額は、この表に定める通学定期乗車券による使用料の額を2で除して得た額とする。
- 6 小児の通学定期乗車券又は片道通学定期乗車券による使用料の額は、この表に定める通学定期乗車券又は片道通学定期乗車券による使用料の額を2で除して得た額とする。
- 7 この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

3 通勤通学定期乗車券による使用料

区 分	金 額
全区間において往復乗車となる場合	乗車区間における通勤定期乗車券による使用料の額と通学定期乗車券による使用料の額との合算額を2で除して得た額
その他の場合	乗車区間における通勤定期乗車券による使用料の額と通学定期乗車券による使用料の額との合算額を4で除して得た額

備考

- 1 通勤通学定期乗車券は、通勤定期乗車券の発行を受けることができる旅客であって、同時に通学定期乗車券の発行を受けることができるものがそれぞれの同一乗車区間を合わせて一系統とみなして定期乗車する場合に発行することができる。
- 2 この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

議案第44号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

まちの魅力創生ネットワーク会議、農産物ブランド戦略会議及び南郷新規作物研究会議を
廃止するとともに、総合計画策定委員会及び総合計画等推進市民委員会の担任する事務につ
いて所要の改正をするためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1八戸市総合計画策定委員会の項中「総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき具体的な施策や事業を定めた計画をいう。以下同じ。）」を「八戸市総合計画」に改め、同表の1八戸市総合計画等推進市民委員会の項第1号及び第2号中「総合計画」を「八戸市総合計画」に改め、同項第3号中「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「はちのへ創生総合戦略」に改め、同項第4号を削り、同表の1八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の項、八戸市農産物ブランド戦略会議の項及び八戸市南郷新規作物研究会議の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の1八戸市総合計画等推進市民委員会の項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「まちの魅力創生ネットワーク会議の委員」、「農産物ブランド戦略会議の委員」及び「南郷新規作物研究会議の委員」を削る。

議案第45号

八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

通勤手当の支給の始期について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするため
のものである。

八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加える。

別表第2のイの表備考中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

別表第4のウの表1級の項及び2級の項中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加え、同表3級の項中「主任栄養士」の次に「、主任管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第46号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

震災復興基金を廃止するとともに、基金の運用及び管理について所要の改正をするための
ものである。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条を削る。

第5条第2項中「（肉用牛特別導入事業基金及び屋内スケート場建設基金を除く。）」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第47号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等の額及び指定検査機関に食鳥検査を行わせる場合における食鳥検査手数料の徴収の特例を定めるとともに、追加説明書の提出による建築物等の審査に係る手数料について所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（指定検査機関が行う検査に係る手数料の徴収の特例）

第3条の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第21条第1項に規定する指定検査機関（以下「指定検査機関」という。）が行う食鳥検査を受けようとする者は、当該食鳥検査に係る別表第3の19の表の3の項に掲げる手数料を当該指定検査機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定検査機関に納付された手数料は、当該指定検査機関の収入とする。別表第3の19の表中「平成2年法律第70号。」を削る。

別表第6の1の表備考中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 4の項の建築物の完了検査において、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第3第4項第3号に規定する追加説明書（以下「追加説明書」という。）の提出を求められ、これを提出した場合における当該追加説明書に係る建築物に関する確認申請等手数料の額は、1の項の規定により算定した額とする。この場合において、当該追加説明書に係る建築物の床面積の合計は、第1項の規定により算定した面積とする。

5 6の項の建築設備の完了検査又は7の項の工作物の完了検査において、追加説明書の提出を求められ、これを提出した場合における当該追加説明書に係る建築設備に関する確認申請等手数料又は工作物に関する確認申請等手数料の額は、建築設備に関する確認申請等手数料にあつては2の項第2号、工作物に関する確認申請等手数料にあつては3の項第2号の規定により算定した額とする。

別表第6の8の表を別表第6の9の表とし、別表第6の7の表を別表第6の8の表とし、別表第6の6の表を別表第6の7の表とする。

別表第6の5の表1の項第1号ア中「6の表」を「7の表」に改め、同表を別表第6の6の表とし、別表第6の4の表を別表第6の5の表とし、別表第6の3の表の次に次の1表を加える。

4 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。）関係事務

手数料を徴収する事務	名 称	金 額
1 法第12条第1項の規	宅地造成	1件につき次に掲げる工事区域の面積に応じ、それ

<p>定に基づく宅地造成等（土石の堆積を除く。）に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>ぞれ次に定める額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のとき 16,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のとき 27,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のとき 38,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のとき 57,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のとき 71,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のとき 95,000円</p> <p>(7) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のとき 149,000円</p> <p>(8) 2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のとき 233,000円</p> <p>(9) 4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のとき 370,000円</p> <p>(10) 7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のとき 532,000円</p> <p>(11) 10万平方メートルを超えるとき 694,000円</p>
<p>2 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等（土石の堆積を除く。以下この項において同じ。）に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が694,000円を超えるときは、その手数料の額は、694,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）盛土又は切土（以下「盛土等」という。）をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等をする土地の面積、盛土等をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の盛土等をする土地への編入に係る宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の計画の変更 新たに編入される盛土等をする土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) 前2号以外の変更 1万円</p>
<p>3 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の</p>	<p>土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>1件につき次に掲げる工事区域の面積に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のとき 11,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のとき 13,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のとき 16,000円</p>

<p>申請に対する審査</p>		<p>(4) 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のとき 19,000円 (5) 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のとき 27,000円 (6) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のとき 31,000円 (7) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のとき 38,000円 (8) 2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のとき 52,000円 (9) 4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のとき 71,000円 (10) 7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のとき 107,000円 (11) 10万平方メートルを超えるとき 131,000円</p>
<p>4 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等（土石の堆積に限る。以下この項において同じ。）に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が131,000円を超えるときは、その手数料の額は、131,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）土石の堆積を行う土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地の面積への編入に係る宅地造成等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更 新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) 前2号以外の変更 1万円</p>

附 則

この条例中別表第6の改正規定は令和8年4月1日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

議案第48号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「177,950円」を「186,050円」に改め、同項第3号中「88,980円」を「92,980円」に改める。

第2条 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、「法第3条に規定する補償」を「公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）」に改める。

第2条から第21条までを削る。

第22条中「教育委員会は、学校医等が公務上の災害を受けた場合は、この条例に規定する」を「学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、」に、「その」を「、その」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

第23条中「補償を受け」の次に「、若しくは受け」を、「文書」の次に「その他の物件」を加え、同条を第4条とし、第24条を第5条とする。

附則第1条の2から第4条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（次項において「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

- 3 令和7年8月1日から第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

議案第49号

八戸市屋内スケートリンク条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市屋内スケートリンク条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

長根屋内スケート場の人工芝コートの使用料の額を引き下げるとともに、教育活動を目的としてスケートリンクを貸切使用する場合における1時間当たりの使用料及び利用料金の額の上限を定めるためのものである。

八戸市屋内スケートリンク条例の一部を改正する条例

八戸市屋内スケートリンク条例（昭和59年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

「

する場 合に限 る。)	教育活動を目 的として使用 する場合	市内の小学校・中学校	無料
		その他の学校等	50人までごとに 1時間当たり 4,500

」

を

「

する場 合に限 る。)	教育活動を目 的として使用	市内の小学校・中学校		無料
		その他の学校等	使用する 人数が250 人以内の 場合	50人までごとに 1時間当たり 4,500
			使用する 人数が250 人を超え る場合	1時間当たり 26,400

」

に、「5,000」を「1,700」に、「10,000」を「3,400」に、「30,000」を「10,200」に改め、同表備考第6号中「場合」の次に「（教育活動を目的としてスケートリンクを貸切使用する場合を除く。）」を加える。

別表第2の1の表中

「

教育活動を目的として 使用する場合	市内の小学校・中学校	無料
	その他の学校等	50人までごとに 1時間当たり 3,720

」

を

「

教育活動を目的として使用する場合	市内の小学校・中学校		無料
	その他の学校等	使用する 人数が200 人以内の 場合	50人までごとに 1時間あたり 3,720
		使用する 人数が200 人を超える 場合	1時間あたり 14,940

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1の表及び別表第2の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第50号

八戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

火入れの中止に係る要件について所要の改正をするためのものである。

八戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例

八戸市火入れに関する条例（昭和59年八戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第51号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例を定めるためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。
- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135

万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第52号

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特例保育を行う事業
所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合における設備及び職員の基準の特例を定め
るとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第53号

八戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
八戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるためのものである。

八戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業の一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学

校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第

54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者か

ら、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定

保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない

い。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して

当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法

によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第54号

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

修学資金の貸与に係る返還債務の当然免除の対象となる特定施設の範囲を拡大するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市看護師等修学資金貸与条例（平成21年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所のうち規則で定めるもの

(7) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所のうち規則で定めるもの

第2条第1項に次の6号を加える。

(8) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(9) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

(10) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所のうち規則で定めるもの

(11) 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所のうち規則で定めるもの

(12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム

(13) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の八戸市看護師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る修学資金の貸与について適用し、施行日前になされた申請に係る修学資金の貸与については、なお従前の例による。

議案第55号

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市営住宅の入居者資格における独立の生計を営む18歳以上60歳未満の単身者に係る同居親族要件の例外を定めるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例

八戸市営住宅条例（平成9年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の条件のいずれをも」を「に掲げる条件を」に改め、「具備する者」の次に「（第3項において「一般入居資格者」という。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「前2項の」に改め、同項ただし書中「前項に規定する資格を有する者」を「一般入居資格者（前項の規定により指定された改良市営住宅にあっては、単身入居資格者）」に、「の入居資格者」を「に入居することができる者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、独立の生計を営む18歳以上60歳未満の単身者であって、同項第2号から第5号までに掲げる条件を具備するもの（次項において「単身入居資格者」という。）は、市長が別に指定する市営住宅に限り、入居することができる。

第15条第1項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第56号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸駅西中央公園ほか2公園を設置するとともに、こどもの国における1日券の利用料金を定め、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表に次のように加える。

八戸駅西中央公園	〃 大字尻内町字メドツ河原及び字根 市内矢沢地内
----------	-----------------------------

別表第1の5の表に次のように加える。

糠塚公園	〃 長者三丁目31番7、31番8及び33 番6
新井田西三丁目公園	〃 新井田西三丁目16番地1

別表第2に次のように加える。

1日券	中学生以上	1人1枚	2,000
	小学生以下	1人1枚	1,500

別表第2に備考として次のように加える。

備考

- (1) 回数券及び1日券は、バッテリーカー及びサファリペットを除く遊具等を利用する場合に使用することができる。この場合において、回数券は、1枚につき110円に相当するものとする。
- (2) 1日券を有する者と1日券を有しない者が1台の2人乗りエンジンカー又は大型バッテリーカーを利用する場合において、1日券を有する者は、当該1日券を、2人乗りエンジンカーにあっては220円、大型バッテリーカーにあっては110円に相当する額とみなして使用することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第57号

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市民病院の医療体制の充実を図るため、市民病院の定数を増やすものである。

八戸市職員定数条例の一部を改正する条例

八戸市職員定数条例（昭和24年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表中「1,140」を「1,190」に、「2,800」を「2,850」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第58号

包括外部監査契約の締結について
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約額 11,561,000円を上限とする額
- 4 契約者
 - (1) 住所 青森県青森市古川一丁目10番2-308号
 - (2) 氏名 高橋政嗣
 - (3) 資格 公認会計士

議案第59号

公の施設を区域外に設置し、及びその施設を使用させることについて

別紙のとおり公の施設を階上町、軽米町及び洋野町に設置し、これらの町の住民にその施設を使用させる。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の3の規定により、階上町、軽米町及び洋野町に公の施設を設置し、並びにその施設をこれらの町の住民に使用させることについて協議するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市自家用有償バス

2 運行路線

八戸大野線

3 設置目的

八戸市、階上町、軽米町及び洋野町の住民の公共交通手段の確保を図る。

4 使用方法

階上町民、軽米町民及び洋野町民は、八戸市自家用有償旅客運送自動車条例等の定めるところにより施設を使用する。

議案第60号

八戸市辺地総合整備計画を定めることについて
八戸市辺地総合整備計画を次のとおり定める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市辺地総合整備計画 別冊

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進を図ることを目的とした八戸市辺地総合整備計画を定めるためのものである。